

このチラシは全生徒に配布しています。

高校生等がいる生活保護または非課税世帯の保護者等対象

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

令和6年度 高校生等奨学給付金 (国公立)

通常申請

毎年申請が必要！
返済不要！

◆制度の概要

三重県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

◆対象となる方 認定基準日 令和6年7月1日現在で、次の資格をすべて満たす世帯

1. 高等学校等就学支援金(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する**高校生等がいる世帯**(7月1日現在休学中の生徒、特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)
2. **保護者等が三重県内に住所を有している世帯**(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
ただし、令和6年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和6年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。(7月1日現在で生業扶助を受給している世帯は申請できます。)
※ 保護者等の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。
3. **保護者等が、生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))を受給しているか、令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯**
(均等割額に課税があっても所得割額が0円の場合は対象になります。)
※ 生活保護世帯で生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は、非課税世帯で申請できます。

◆申請方法

上記の資格を全て満たす世帯は、各学校の担当者へ申し出てください。申請書類をお渡しします。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

◆申請時期

令和6年7月

◆申請書類提出先

各学校の担当者に提出してください。

◆給付

○年1回(※1)、申請のあった指定口座(※2)に振り込みます。

※1 高等学校等在学中に給付が受けられる回数は、通算3回(定時制、通信制の場合は4回、専攻科は2回(修業年限が1年の場合は1回))を上限とします。

※2 学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

○給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

世帯種別		国公立
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	32,300 円
非課税世帯	全日制	122,100 円
	第1子	
	定時制	143,700 円
	第2子以降	
	通信制	50,500 円
	専攻科	50,500 円

・「通常申請」と「家計急変申請」を同時に申し込むことはできません。

・新入生に対する一部早期給付の1回目で申請し、決定された方は、「新入生一部早期給付2回目申請書」で申請してください。

なお、2回目の給付額は、左記給付額から1回目の給付額を差し引いた金額となります。

---問い合わせは各学校の担当者へ---

または 三重県教育委員会事務局 教育財務課 給付金担当 電話 059-224-2827 (平日 8:30~17:00)

* 県外の高等学校等に在籍する生徒の場合は、上記「給付金担当」へ直接お問い合わせください。

詳しくはホームページ
「三重の教育」を開き下へ
スクロールし、ページの左側に
ある鉛筆バナーをクリック!!



こちらの二次元
コードを読み取って
アクセスできます。



私立高等学校等に在籍する生徒の場合は、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。

※ 高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。また制度の概要(給付額等)は、状況により変更となる場合があります。

※ この事業は文部科学省の「高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱」及び「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱」に基づき実施するものです。